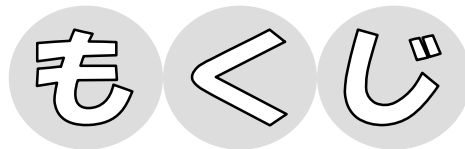


ほいくえんの ごあんない

2013年6月版

保育園とは、保護者が就労や病気などの理由でお子さんを家庭で保育できない時に、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。



認可保育園の入園の手続き	．．．．．	P . 1
保育所入所選考基準	．．．．．	P . 7
認可保育園の入園が決まったら	．．．．．	P . 9
認可保育園一覧	．．．．．	P . 11
家庭的保育事業(保育ママ制度)	．．．．．	P . 13
品川区の子育て支援事業	．．．．．	P . 15
保育料について	．．．．．	P . 22
保育園保育料一覧	．．．．．	P . 24
東京都認証保育所	．．．．．	P . 25
お問い合わせ連絡先一覧	．．．．．	P . 26



認可保育園の入(転)園の申込みをする場合は、
この冊子をよくお読みいただき、内容をご理解のうえお申込みください。

品川区 子ども未来事業部 保育課 入園相談係

TEL:03-5742-6725(直通) FAX:03-5742-6350

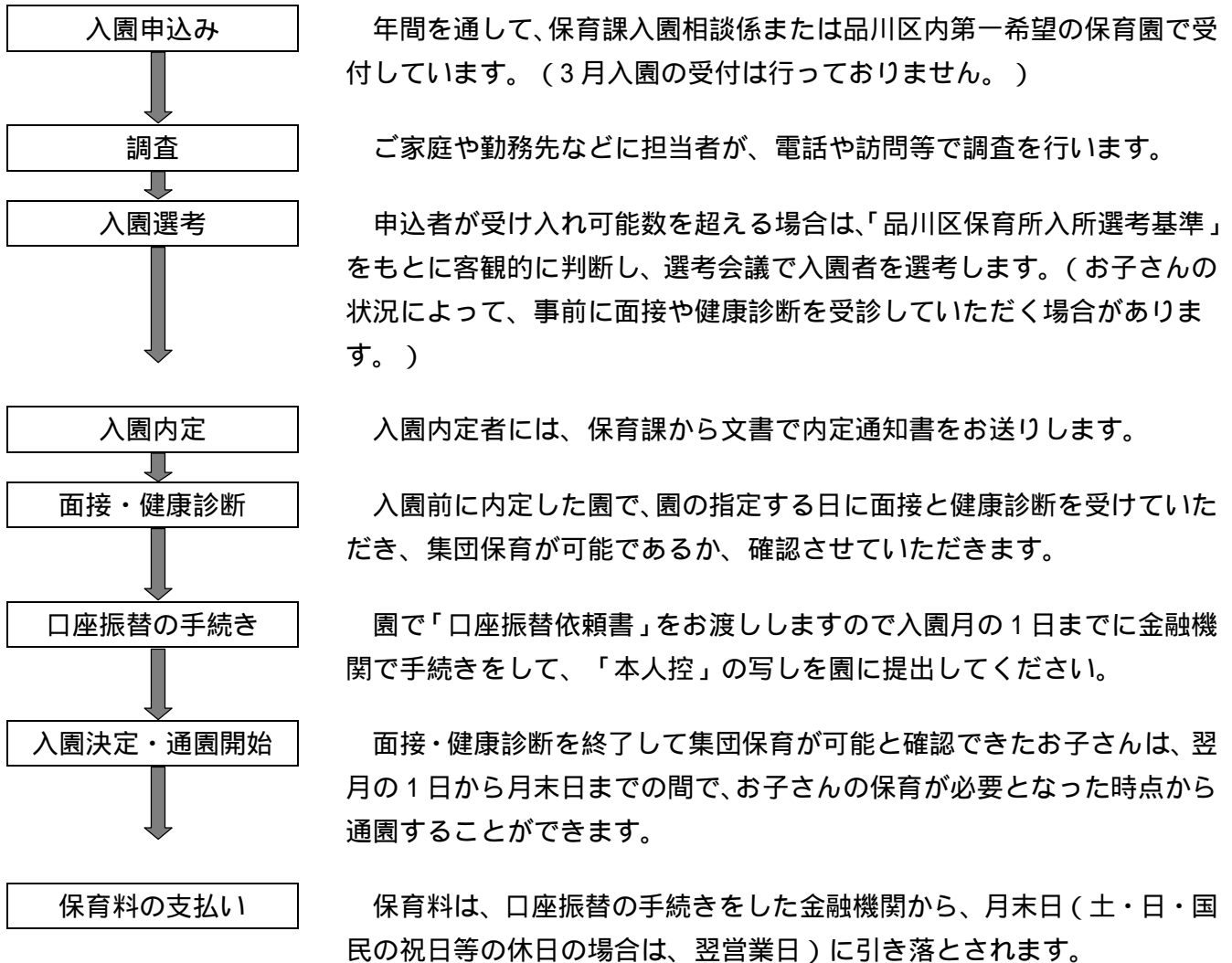
認可保育園の入園の手続き

< 保育施設の違いについて >

保育所		設置基準	申込み先	費用
認可(公立・私立)		国(厚生労働省)	住民票のある自治体	世帯の所得税に応じて決定
認可外	認証	東京都	各事業所	事業所の設定による(上限あり)
		国(届出基準)	各事業所	事業所の設定による

東京都認証保育所の詳細については、P.25 をご参照ください。

< 申込みから入園までの流れ >



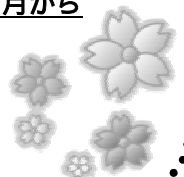
< 保育園の年齢(クラス)についての考え方 >

保育園は、4月1日現在のお子さんの年齢によって、その年度のクラスが決まります。

例えば、1歳になった時点で1歳児クラスに進級するわけではなく、1歳になった次の4月から1歳児クラスとなります。

品川区には1歳児クラスからの保育園がいくつかありますので、

保育園を選ぶ際は、十分ご注意ください。



< 入園選考について >

(1) 入園選考の結果、保育園に入園できない方に対しては、入園希望した最初の月のみ選考結果を文書で通知します。それ以降は入園が内定するまで選考結果のご連絡はいたしません。

なお、4月入園の選考結果は年度内の最終選考になるため、申込まれている方全員に文書で通知します。

(2) 入園申込された後、下記の変更があった場合は必ず書面にて入園相談係へ提出してください。

変更内容	提出書類
入園申込みを取り下げたいとき	変更届（入園申込者用）
希望保育園や入園希望月を変更したいとき	
住所や電話番号が変わったとき	
家族構成が変わったとき	
保護者の仕事が変わったとき	変更届(入園申込者用) + 勤務(内定)証明書
お子さんが認可外保育所（認証保育所含む）等に 通い始めたとき	認可外(認証)保育施設等の保育料領収書の 写し

< 保育園に申込みできる方の要件（入園資格） >

保育園に入園申込みができるのは、品川区に住民票があり、保護者が次のいずれかの理由でお子さんの保育ができない状態にある場合です。

お子さんの出生前には申込みすることはできません。（入園予約制度をご利用になる場合は除く。）

- (1) 居宅外で常時働いている場合
- (2) 居宅内で常時家事以外の仕事をしている場合
- (3) 病気や心身に障害がある場合
- (4) 出産をする場合
- (5) 病気や心身に障害のある親族を常時看護・介護している場合
- (6) 災害の復旧活動をしている場合
- (7) その他、明らかに保育できない事情がある場合

なお、お子さんに集団生活を体験させたいという理由では、申込みはできません。

< 保育園に通園できる期間 >

お子さんの保育ができない理由により、保育園に通園できる期間が異なります。最長で、小学校就学前（6歳に達した年度の3月31日）までとなります。

申込み要件	保育園へ通園できる期間
(1)・(2) 居宅外・内就労	入園を承諾する日から小学校就学前までの範囲内で、左記の理由により保育を必要とする期間
(3)・(5) 疾病、介護等	
(4) 出産	出産予定月を挟んで、前後2ヶ月間（計5ヶ月間）
(6) 災害復旧	入園を承諾する日から災害の復旧が完了すると見込まれる期間
(7) その他	入園を承諾する日から小学校就学前までの範囲内で、保育を必要とする期間
求職	入園を承諾する日から1ヶ月間

< 入園の申込み方法 >

入園の申込みは、区役所の保育課入園相談係または品川区第一希望の認可保育園で受付しています。
郵送での申込みは受付できません。直接来庁（園）のうえ申込書類をご提出ください。

(1) 年度途中の入園申込みについて

各月の申込み締切日等は以下の表をご確認の上、締切日に間に合うよう、お申込みください。園の欠員状況等に応じて、入園選考を行います。

ご提出いただきました申込書は、翌年度4月入園の選考まで有効になります。

入園希望月	締切日	結果発表日
5月～1月	入園希望月の前月の10日 (土・日・国民の祝日等の休日の場合は翌開庁日)	希望月前月下旬
2月	12月最終開庁日	1月中旬

3月入園の受付は行っておりません。

(2) 4月1日（新年度）の入園申込みについて

12月最終開庁日が入園申込みの締切日になります。詳細な日程については、12月の品川区広報等をご確認ください。

< 申込みに必要な書類 > 申込書類は保育課の窓口や各認可保育園で配布しています。

(1) 保育所入所申込書（品川区所定様式）

家庭内で2人以上のお子さんを申込み場合でも1通でかまいません。

(2) 保育ができない状況を証明する書類・・・父母どちらも必要です。

保護者の状況等	提出書類
常勤・パート・内職等で働いている場合 (内定している場合も含む)	勤務(内定)証明書
自営業・経営者等の場合 (親族の経営する会社に勤務する場合も含む)	就労状況申告書
病気や心身に障害がある場合	医師の診断書、障害者手帳の写し
出産をする場合	母子手帳の写し (表紙、分娩予定日記入のページ)
病気や心身に障害のある親族を、常時看護・介護している場合	介護状況申告書 医師の診断書、障害者手帳の写し等
大学等に通学している場合 (趣味の講座やカルチャースクールは除く)	在学証明書、時間割(カリキュラム)

印の書類は、品川区所定の様式です。

現在求職活動中の方のうち、求職活動を証明できる公的な書類がある場合はご提出ください。
締切日までに書類の提出がない場合は、書類不備として選考ができませんので、ご了承ください。
必要に応じて、上記書類以外でも提出していただく場合があります。

(3) 税額を証明する書類・・・父母どちらも必要です。

品川区で住民税が課税されている方は原則提出する必要がありません。

(ただし、分離課税に該当する方は確定申告書の提出が必要です。また、前年までに退職所得のあった方は確定申告書、もしくは退職所得の源泉徴収票の提出が必要です。)

家庭状況によって、同居の祖父母の税額を証明する書類を提出していただく場合があります。

保護者の居住・収入形態	提出書類
品川区に住民登録がない方 転入をした方 海外に居住している方 単身赴任の方等 未申告の方	・源泉徴収票の写し ・所得税の確定申告書(収受印あり)の写し(第一表・第二表) ・国外からの収入がわかる証明書類 ・年間給与証明書・年間収入申告書
確定申告時、分離課税に該当する方	所得税の確定申告書(収受印あり)の写し(第一表・第二表・第三表(分離課税用))
配当所得がある方 寄付金控除を申告している方	所得税の確定申告書(収受印あり)の写し(第一表・第二表)
生活保護受給者	生活保護受給証明書

印の書類は、品川区所定の様式です。

所得税が課税されていない方は、前年度分の住民税課税(非課税)証明書を別途提出していただく場合があります。

住民税未申告の場合や税資料の提出がなく税額の確認ができない場合は、所得税 280 万円以上の世帯(最高階層)と同様の階層認定および保育料算定を行います。

なお、4月から6月までの入園希望の方は、前々年分の資料が必要です。

(4) その他・・・該当する方のみ提出してください。

児童の状況	提出書類
認可外保育施設等または認証保育所等に通っている場合	認可外保育施設または認証保育所等の直近の保育料領収書の写し
お子さんの心身に障害がある場合	心身状況報告書(主治医作成) 児童調査書(保護者作成) 障害者手帳の写し等
お子さんの健康・発達状況等に不安があり、病院や療育施設に通っている場合	心身状況報告書(主治医作成) 児童調査書(保護者作成)

印の書類は、品川区所定の様式です。

提出された書類と事実と相違があった場合には、入園(内定)を取り消す場合があります。

申込み後や内定後に状況が変わった場合は、至急保育課へご連絡ください。

申込み書類は一度提出されますと返却はいたしません。

必要な方は、あらかじめ写しをお取りください。

申込み児童や兄弟姉妹に未払いの保育料がある場合は、必ずお支払いを済ませてください。

お支払いが確認できない場合は、調整指数において大きなマイナスとなる場合があります。

< お子さんに障害がある、もしくは気になる症状がある場合 >

品川区では、認可保育園の入園を希望する心身に障害のあるお子さんや心身の発達状況から同様の配慮を必要とするお子さんを「特別支援児童」とし、より良い発達に考慮しながら、集団での保育を実施しています。

入園申込みにあたり、「心身状況報告書」(主治医作成)や「児童調査書」(保護者作成)等を提出していただいたうえで、お子さんの状況に応じ、面接および健康診断を実施します。

それをもとに、特別支援保育審査会で集団保育の可否についての審査をし、可能と判定されたお子さんは一般の入園選考を行います。

事前に面接、健康診断を行う必要がありますので、早めにお申込みください。

審査会および入園選考会議の判定の結果、入園できない場合があります。

特別支援児童で、審査会の判定が出ていない場合は、判定が出るまで入園をお待ちいただくことになります。

< 申込み時の注意事項 >

(1) 希望園の選び方についての注意事項

入園選考では、基本指数と調整指数を合算し、合計指数の高い方から順に入園内定者を決定します。

選考は「保育所入所選考基準」(P.7~8)によって行われます。複数園で内定を出せる場合はその中の最上位の希望園に内定をお出しします。上位の希望園が下位の希望園よりも入園しやすくなることはありません。希望園は第6希望まで記入することができます。通園可能な範囲内で利用したい順にご記入ください。

(2) 転園申込み時の注意事項

転園が内定した場合、転園を辞退して現在の保育園に残ることはできません。転園申込み後に転園の意思がなくなった場合は、速やかに各月の申込み締切日までに書面にて申込みを取り下げてください。

(3) 入園内定後に辞退する場合の注意事項

内定後速やかに「入園内定辞退届」を、書面で提出してください。「入園内定辞退届」が入園月以降に提出された場合は、登園の有無に関わらずその月分までの保育料がかかります。

(4) 出産予定のある方への注意事項

就労要件等で申込みいただいた方でも、第2子以降の出産予定がある場合は、出産(予定)月を挟んだ前後2ヶ月間(計5ヶ月間)は出産要件での審査となります。

(5) 育児休業中に申込みする方への注意事項

保護者が育児休業を取得している期間は、保育園の入園申込みはできません。育児休業を取得中の方は、復職する月から入園選考の対象となります。入園後、復職していないことが判明した場合は、退園していただきます。

ホームページからダウンロードできる必要書類(品川区所定様式)

- | | | | |
|------------|-----------------|--------------|----------|
| ・勤務(内定)証明書 | ・勤務(内定)証明書(記入例) | ・復職証明書 | ・就労状況申告書 |
| ・勤務実績証明書 | ・介護状況申告書 | ・同意書(育児休暇短縮) | ・申請内容確認表 |
| ・年間給与証明書 | ・年間収入申告書 | ・変更届(入園申込者用) | ・入園内定辞退届 |

(6) 育児短時間勤務を利用している方（取得予定の方を含む）への注意事項

短縮勤務の取得期間および1日あたりの取得時間により、指数認定の方法が変わります。

- | | | | |
|-----------------|----|--------------------|-------|
| ・3歳の誕生日前日まで | かつ | 1日あたり2時間以内の取得 | 本来の勤務 |
| ・1日あたり2時間を超えて取得 | | 短縮した後の勤務（期間にかかわらず） | |
| ・3歳を超えて取得 | | 短縮した後の勤務（時間にかかわらず） | |

勤務日数が減る場合は、期間や時間にかかわらず短縮された勤務で指数認定を行います。

育児短時間勤務を取得される方は、期間や時間にかかわらず「夜間保育を週3日以上必要とする」調整指数の加点を行いません。

入園後、認定された指数と状況が変わったことが明らかなきは、退園になる場合もあります。

(7) 品川区外の認可保育園に申込みをする方への注意事項

品川区に住民票のある方が区外の認可保育園を希望する場合、品川区に申込みが必要です。申込み後、品川区から希望する保育園のある自治体へ協議の申入れを行います。各自治体によって申込み締切日や申込み条件、必要書類等が異なりますので、直接希望する保育園のある自治体に申込基準をご確認の上、早めにお申込みください。

また、転出予定の方は、転出後に転出先の自治体で改めて申込みをする必要がありますので必ずお手続きをお願いいたします。

(8) 幼保一体施設を希望する方への注意事項

幼保一体施設を希望する方は、P.21をよくお読みのうえ、お申込みください。

ぷりすくーる西五反田は品川区より指定を受けた、特定非営利活動法人（NPO）子育て品川が運営しています。3歳～5歳児クラスは幼児教育施設となり、保育時間・保育料等制度が変わります。入園申込みを希望する際は、詳細をぷりすくーる西五反田にご確認いただき、保育方針などをご理解のうえ、お申込みください。

(9) 品川区外から品川区の認可保育園を申し込む方への注意事項

品川区外にお住まいの方につきましては、下表のとおり申込みを制限しています。

品川区の申込み締切日までに、書類が品川区に届くよう、早めに現在お住まいの自治体へお申込みください。

品川区への 転入予定	クラス	4月～9月入園	10月～2月入園
あり	0～5歳児	申込み可能（1）	
なし （2）	0～2歳児	申込み不可	保護者のいずれかが品川区 在勤の方に限り、申込み可能
	3～5歳児	申込み可能	

1 転入予定がある方は、申込み締切日までに居住予定物件の「売買契約書」、「賃貸借契約書」等の写しを提出してください。提出がない場合は、転入予定なしの方と同じ扱いとなります。

また、転入後に改めて品川区役所保育課の窓口で申込みの手続きをしていただく必要があります。

2 転入予定がない方は、条件に関わらず求職要件による申込みの受付はしていません。

保育所入所選考基準

【基本指数】

番号	保護者の状況	細目	指数	
1	外勤・自営 (勤務1ヶ月以上)	月20日以上勤務し、日中8時間以上の就労が常態	20	
		月20日以上勤務し、日中7時間以上の就労が常態	19	
		月18日以上勤務し、日中8時間以上の就労が常態	19	
		月20日以上勤務し、日中6時間以上の就労が常態	18	
		月18日以上勤務し、日中7時間以上の就労が常態	18	
		月16日以上勤務し、日中8時間以上の就労が常態	18	
		月16日以上勤務し、日中6時間以上の就労が常態	16	
		月12日以上勤務し、日中8時間以上の就労が常態	16	
		月20日以上勤務し、日中4時間以上の就労が常態	14	
		月16日以上勤務し、日中5時間以上の就労が常態	14	
		月16日以上勤務し、日中4時間以上の就労が常態	12	
		月14日以上勤務し、日中5時間以上の就労が常態	12	
		月12日以上勤務し、日中6時間以上の就労が常態	12	
		月12日以上勤務し、日中4時間以上の就労が常態	10	
		上記のほか、勤務の態様から保育できないと認められる場合	8	
2	内職	月16日以上、日中5時間以上月収25,000円以上の就労が常態	12	
		月12日以上、日中4時間以上月収25,000円未満の就労が常態	10	
		上記のほか、勤務の態様から保育できないと認められる場合	8	
3	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁	20	
4	疾病	入院	おおむね3カ月程度の入院もしくは入院を決定された場合	20
		自宅療養	常時病臥、重度の精神性疾患に罹患し定期的に通院	8~20
			安静を要する状態(自分の身の回りのことができない場合)	
			負傷や疾病のため、保育にあたることができないと認められる場合	
			一般療養で定期的に通院を要し、家事困難	
	心身障害	一般療養で定期的に通院を要するが、家事は可能	20	
		身障手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度		
		身障手帳3級、愛の手帳4度		
		身障手帳4級		
		身障手帳5級以下		
5	病院施設等への付添	月16日以上、1日6時間以上の通所の付添	8~16	
		月12日以上、1日4時間以上の通所の付添		
		上記以外の付添		
	在宅介護・看護	日中1人での常時観察・全面的身体介護をしている場合	8~17	
		上記以外の常時観察・全面的身体介護をしている場合		
		病人や心身に障害のある方を常時看護・介護している場合		
		日常生活動作の一部介助が必要		
		上記以外の介護・看護		
6	災害	災害による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育に当たることができない場合	20	
7	出産	出産前後の休養のため保育に当たることができない場合	8	
8	就労内定	月20日以上勤務し、日中8時間以上の常勤の就労が内定している場合	12	
		上記以外の就労が内定している場合	8	
	求職活動	求職活動中のため	4	
9	その他	日中、就学・技能習得のため保育に当たることができない場合(番号1を準用)	8~20	
		前各号に掲げるもののほか、明らかに保育に当たることができないと認められる場合	8~20	

【調整指数】

番号	調整指数の加減を適用する世帯の状況	指数
1	生活保護受給世帯	4
2	ひとり親世帯またはこれに準ずる世帯	6
3	世帯の生計中心者が失業・倒産等により、生計維持のため就労を要するとき	6
4	区内在住の兄弟姉妹で異なる区内認可保育園に在園しており、第一希望で同一区内認可保育園に転園申請する場合	1
5	兄弟姉妹が区内認可保育園に在園している区在住児童が、区内認可保育園に入園申請する場合	3
6	集団保育を必要とする障害児等で、特別支援保育審査会で認められた場合	4
7	申込児が障害を有するために通所施設(品川児童学園等)に通所、または病院に定期的に通院している場合	2
8	入所を希望する児童を認可外保育施設等(都道府県に届出がある施設のうち認証保育所を除く)に預けている場合	3
9	入所を希望する児童を認証保育所に預けている場合	2
10	入園希望園が全て夜間保育園で、夜間保育を週3日以上必要とする場合	2
11	年齢上上限のある区内認可保育園から転園を希望する場合(4月転園時のみ適用)	2
12	保護者が単身赴任をしている場合	1
13	求職中で求職活動を証明できる公的な書類の提出がある場合	1
14	兄弟姉妹で同時に保育園入園申請する場合(転入予定者は除く)	1
15	勤務先(仕事場)に児童を同伴している場合 ただし職場が危険業種の場合は対象外とする	- 1
16	同一世帯に未申請児(介護を要する児童を除く)がいる場合	- 1
17	正当な理由なく、保育料(区立幼稚園・区立認定こども園含む)を滞納している場合(卒園児・退園児も含む)	- 10

<基本指数の注意事項>

基本指数は保護者(父母)それぞれの状況に基づいて認定し、合算する。

同一指数の場合の優先順位は、基本指数の高いもの 階層(課税額)の低いもの 同居の祖父母のいないもの 区内在住年数の長いものとする。

外勤・自営は直近の勤務実績をもとに指数をつける。

外勤・自営の指数認定の際は、原則として時給または都の最低賃金で収入を割り返して、勤務時間を算出する。ただし、算出した時間が勤務(内定)証明書等に記載されている勤務時間を超える場合は、勤務証明書等の勤務時間で認定する。

日中とは、午前7時30分から午後6時30分までの時間をいう。それ以外の時間帯については、日中の2/3の時間で算定する。

育児休業法等が適用されない休職は、原則として内定、求職活動として取扱う。

入所申込締切日現在、給与明細等で確認できる1ヶ月以上の実績のない者、就労状況申告書に記載された就労時間と収入が不一致の者も原則として就労内定とする。

必要書類が未提出の場合は選考対象外とする。

<調整指数の注意事項>

「区内認可保育園」には幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、認定こども園を含む。

1については、基本指数が就労要件での最高点(父母とも)の世帯は、加算しない。

8、9については申込締切日 に就労し、月額20,000円以上で預けている場合加算する。

4月2次申込締切日は4月1次申込締切日とする。

4、5、8、9については月12日以上勤務し、日中4時間以上の就労が常態の場合、加算対象とする。

10については保護者が短時間勤務を取得(予定含む)する場合は加算しない。

調整指数の加算は、保護者から調整指数に該当することを証する書類が提出された場合に適用する。

育児時間や短時間勤務制度を利用する方については、P.6の注意事項をよくお読みください。

認可保育園の入園が決まったら

< 開園時間と保育時間（お子さんをお預かりする時間） >

保育園の基本開園時間は月曜日から土曜日（国民の祝日等の休日、12月29日～1月3日は除く）の午前7時30分から午後6時30分までです。そのうち就労の場合は、勤務時間＋通勤時間が、お子さんをお預かりする保育時間の基本となります。保育時間はお子さんの保育ができない状況に応じて、保育園の開園時間の範囲内で定めます。そのため、個別の事情によって保育時間は異なります。

延長夜間保育についての詳細は、P.15をご参照ください。

< 入園当初のお預かりについて >

品川区では、保育園入園前および入園後にならし保育の期間を設けていません。基本的には入園当初から保護者の方が必要とする保育時間に応じてお預かりします。育児休業から復職する方は、復職日からのお預かりとなります。

< 入園後の家庭状況等の変動について >

保育園入園後に、ご家庭の状況に以下のような変動があった場合は、必ず保育園に「変更届」を提出してください。「変更届」は各保育園で配布しています。変更届以外にも書類提出が必要な場合があります。

住所や電話番号が変わったとき

保護者が変わったとき

保護者の勤務先や勤務時間など、就労状況が変わったとき

世帯人員が増減したとき

（出産・育児に伴う休暇に入ったときを含む）

その他、家庭の状況が変わったとき

婚姻、離婚などで家庭の状況が変わったとき

< 在園資格の注意点 >

次の場合は、保育園の在園要件（資格）を満たしていないため、退園していただくこととなりますので、ご注意ください。

これから仕事を探す理由で入園した方が、入園月内に勤務先が決まらない場合（保育園の基本開園時間内で月12日かつ1日4時間以上の就労）

就労要件で入園した後、退職等により新しい勤務先が1ヶ月以内に決まらない場合。

入園した時の要件がなくなり、家庭で保育が可能となった場合。

2ヶ月以上通園しない場合。

上記のほか、入園内定時と比較して保育に欠ける要件が著しく減少した場合。

毎年2月頃に、保育園の在園資格を確認するための必要書類をご提出いただきます。（全世帯）

書類の提出がない場合は、翌年度以降の継続通園をお認めいたしかねます。

ご家庭の状況につきましては、必要に応じて随時、入園相談係で調査を行います。

< 退園する場合の手続き方法 >

転居や、家庭で保育が可能となったために退園される場合は、保育園に「退園届」を提出してください。「退園届」は、各保育園で配布しています。

品川区外に転出し、引き続き同じ保育園に通園を希望する場合も、「退園届」が必要です。また、転出先の自治体において、品川区内の保育園に通うための手続きも必要となります。詳細は、保育課入園相談係へお問い合わせください。

<産休・育休中の在園資格について>

保護者の方が第2子以降の出産にあたる場合、出産月をはさんだ前後2ヶ月間(計5ヶ月間)につきましては出産要件として、在園しているお子さんをお預かりできます。その後、育児に伴い休職される方は家庭での保育が可能となるため、在園資格はなくなります。

ただし、法律に基づく育児休業を取得する場合は、育児休業対象のお子さんが満1歳の年度末まで、特例として上のお子さんの在園をお認めいたします。

なお、育休中の保育時間は、原則として午前9時から午後4時までとなります。

<保育園での食事>

区立保育園給食では、バランスを考えた食事(昼食・おやつ)を提供しています。その他に、1・2歳児クラスには、午前のおやつとして牛乳を提供しています。0歳児クラスは発達に応じた食事(離乳食)、ミルクを提供しています。延長保育をご利用の場合は、ご利用時間に応じて補食を、夜間保育をご利用の場合は夕食を提供しています。

また、冷凍母乳の対応を行っています。ご希望の方は、入園内定後に行う各園での面接時にご相談ください。

なお、私立保育園については、園によって内容が異なります。詳細は各園にお問合わせください。

<食物アレルギーを持つお子さんの給食>

区立保育園では、食物アレルギーを持ったお子さんに対しては、アレルゲンを完全に除去した給食を提供しています。ただし、給食の範囲内で対応できない場合は、お弁当を持参していただく場合があります。

区立保育園については、入園内定後、「品川区立保育園食物アレルギー疾患生活管理指導表」(品川区所定様式)の提出をお願いしています。保育園給食での食物アレルギー対応については、各保育園または栄養指導係へご相談ください。

なお、私立保育園については、園によって対応が異なります。詳細は各園へお問合わせください。

<保育園での与薬について>

医師からお子さんに処方された薬は、医療機関または保護者の方が与えるものです。したがって、保育園ではお子さんに薬を与えることができません。

ただし、慢性の病気など特定の止むを得ない事情がある場合のみ、所定の手続きを行った上で、保育園職員が保護者の方に代わり与薬の協力をいたします。(私立保育園については、各園にご確認ください。)

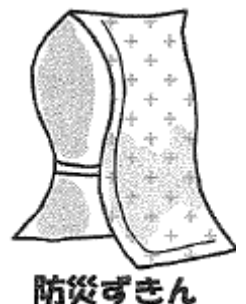
<貸与品について>

0歳児布オムツ、午睡用布団、シーツは区でお貸しします。おもらし等でシーツが汚れてしまった場合は、ご家庭で洗濯をお願いします。シーツは、指定された日に保護者の方に交換していただきます。(私立保育園については、各園にご確認ください。)

<入園の際の持ち物>

入園後に用意する物、また用意する時期については、入園内定後に行う各園での面接時に詳しく説明があります。全ての持ち物にお子さんの名前を記入、または別布で縫い付けていただく必要があります。

【持ち物の例】



認可保育園一覧

	区立保育園			短時間 保育室	0歳 保育	夜 間	定 員	所在地	連絡先	備考
1	一	本	橋				80	大井 2-25-1	3775-4351	認定こども園
2	伊		藤				100	西大井 6-13-1	3771-2211	
3	荏		原				120	荏原 2-16-18	3781-5331	
4	荏	原	西				100	荏原 4-16-11	3783-6361	
5	荏	原	西 第 二				88	荏原 4-5-22	3781-8917	
6	大		井				131	東大井 6-14-16	3761-8798	
7	大	井	倉 田				110	大井 4-11-8	3776-8539	
8	大		崎				125	大崎 5-2-1	3492-6265	
9	北	品	川				78	北品川 2-7-21	3471-4907	
10	北	品	川 第 二				51	北品川 3-7-43	5781-3881	3歳児まで
11	源	氏	前				113	中延 4-14-19	3783-8744	
12	五	反	田				102	東五反田 2-15-6	3445-4534	認定こども園
13	小	山	台				93	小山台 1-3-8	3710-4415	
14	品		川				145	東大井 5-8-12	3471-0506	
15	清	水	台				100	荏原 7-8-3	3784-0519	
16	水		神				107	南大井 6-2-15	3761-0321	
17	滝	王	子				80	大井 5-18-1	3775-4861	
18	台		場				116	東品川 1-8-30	3472-8823	
19	中		延				126	西中延 1-6-16	3784-3405	中延小学校に分園
20	中		原				96	小山 1-4-1	3492-5188	
21	西	大	井				116	西大井 1-1-1	3774-5315	
22	西	五	反 田				79	西五反田 3-9-10	3493-0075	
23	西	五	反 田 第 二				130	西五反田 6-5-6	3493-7288	
24	西	品	川				147	西品川 3-16-35	3493-1333	三木小学校に分園
25	西	中	延				83	西中延 3-8-5	3783-1856	
26	旗	の	台				96	旗の台 5-19-5	3784-1903	認定こども園
27	東	大	井				100	東大井 1-22-16	3471-1190	
28	東	五	反 田				78	東五反田 5-24-1	3447-0663	
29	東	品	川				107	東品川 1-34-9	3472-5805	
30	東	中	延				96	東中延 2-5-10	3785-0418	
31	平		塚				107	平塚 2-2-3	3785-6770	
32	富	士	見 台				120	西大井 6-1-15	3785-7833	
33	二		葉				63	二葉 1-4-25	3782-6786	
34	二	葉	つ ぼ み				66	二葉 1-3-40	3785-3423	3歳児まで
35	三		ツ 木				80	西品川 1-9-18	3491-8593	
36	南	大	井				100	南大井 3-7-4	3761-6543	
37	南	ゆ	た か				107	豊町 4-17-21	3781-3601	
38	八	潮	北				102	八潮 5-1-3	3799-0531	
39	八	潮	西				100	八潮 5-4-16	3799-0777	
40	八	潮	南				102	八潮 5-8-41	3799-2424	
41	八	ツ	山				63	東品川 1-2-15	3472-4661	*
42	ゆ	た	か				70	豊町 1-18-15	3786-0738	

* 八ツ山保育園は平成 26 年度以降に耐震工事を行います。工事期間中は仮設園舎へ移転予定です。

短時間保育室欄の 印は、短時間保育室実施園です。詳細は、P.17 をご確認ください。

私立保育園	早朝	0歳保育	夜間	定員	所在地	連絡先	備考
43 あいのもり	7:00			60	大井 1-16-2	3772-7571	
44 アスク南大井				82	南大井 6-22-7	5767-9700	
45 アンジェリカ はまか				70	東大井 3-18-2	6404-8447	
46 石井				78	小山 2-6-15	3781-3666	
47 大井町のぞみ				60	二葉 1-12-18	5751-2031	
48 キッズタウンにしおおい	6:30		★	100	西大井 2-5-21	5718-1332	
49 グローバルキッズ荏原町				90	中延 5-2-1	3788-0404	
50 グローバルキッズ 大崎園				60	北品川 5-9-15	5423-5655	
51 グローバルキッズ戸越園				60	戸越 5-14-23	3786-0808	
52 ココファン・ ナーサリー大崎				90	大崎 3-6-32	5436-8231	
53 宝				90	西五反田 4-11-18	3492-3872	
54 とうかいどう				99	南品川 1-2-11	5479-2201	
55 戸越ひまわり				40	戸越 6-16-14	3787-5856	2歳児まで *
56 どんぐり				202	南品川 2-9-13	3471-1673	3歳児以上
					南品川 2-9-25		1・2歳児
					南品川 2-15-6		0歳児
57 にじいろ保育園大崎	7:00			60	大崎 5-4-3	6417-0486	
58 日本音楽学校				26	豊町 2-16-12	5702-0034	2歳児まで
59 東戸越				70	戸越 4-1-10	3781-5363	
60 ベネッセチャイルドケア センター大崎広小路				70	大崎 4-1-2	5719-3893	
61 まなびの森保育園 大崎広小路				60	西五反田 1-21-8	5434-1044	
62 みずなら				82	東品川 3-21-10	5781-3707	
63 緑の家				70	大井 7-4-18	3776-4073	
64 みどりの丘				68	西大井 4-19-11	6303-7091	
65 八潮中央				90	八潮 5-10-60-101	3799-1152	

区立民営保育園	0歳保育	夜間	定員	所在地	連絡先	備考
66 ぶりすくーる西五反田			46	西五反田 3-9-9	5759-8081	2歳児まで

ぶりすくーる西五反田の3～5歳児クラスは幼児教育施設となり、保育時間、保育料等、制度が変わります。詳細は直接ぶりすくーる西五反田にお問い合わせください。

保育所型認定こども園	0歳保育	夜間	定員	所在地	連絡先	備考
67 学研こども園		★	60	西五反田 2-11-8	6431-1300	認定こども園

学研こども園は入園後に園と直接契約書の取り交わしが必要となります。

*戸越ひまわり保育園は、平成26年度に移転予定です。

0歳保育欄の 印は生後57日以降、 印は生後4ヶ月以降の0歳保育実施園です。

夜間欄は夜間保育実施園です。無印(午後7時30分)、 印(午後8時)、 印(午後8時30分)、★印(午後9時)、 印(午後10時)です。

定員は、変わることがあります。



家庭的保育事業(保育ママ制度)

保育ママは、保護者が就労のため、日中家庭で保育が困難な生後 57 日（生まれた日を含む）以上の健康なお子さんを、3 歳に達した年度（2 歳児クラス）の年度末まで、区の認定を受けた保育士等の有資格者が、家庭的な環境の下でお預かりする制度です。

< 申込み要件（資格） >

- (1) 品川区に保護者および児童の住民登録があること
- (2) 保護者が月 12 日以上、かつ 1 日 4 時間以上の就労をしていること
- (3) 児童が保育ママと 3 親等以内の親族関係にないこと
- (4) 保育ママの運営上、お子さんの状況によっては、お預かりできない場合もあります。

< 申込みから契約まで >

申込みは品川区役所保育課入園相談係の窓口および区立認可保育園で受付しています。

年度途中の申込みは、5 月から翌年 2 月利用開始の選考まで有効となります。利用を希望される月の前月 10 日（2 月利用希望の場合は 12 月の最終開庁日）までにお申込み下さい。

利用の開始については、認可保育園の発表日に合わせてご連絡いたします。区から保育ママまたは事業者の紹介を受けたあと、保育ママまたは事業者と面接をしていただきます。その後、双方合意のもとに保育委託契約をしていただき、利用開始となります。

なお、4 月からの利用希望者は、例年 2 月下旬から 3 月上旬が申込期間となっています。（4 月 1 次での申込みはできません。）詳細な日程については、12 月の品川区広報等でご確認ください。

< 選考方法 >

定員を超える申込みがあった場合は、通常の認可保育所入所選考基準に準じて、選考を行います。

< 申込みに必要な書類 >

- (1) 保育ママ保育委託申込書兼児童紹介書
- (2) 勤務（内定）証明書または就労状況申告書（品川区所定様式）・・・父母どちらも必要です。
- (3) 税額を証明する書類・・・父母どちらも必要です。

品川区で住民税が課税されている方は原則提出する必要がありません。

詳細は認可保育園に準じていますので、P.4「税額を証明する書類」をご確認ください。

- (4) 認可外（認証）保育所等にお子さんをお預けしている場合は、その保育料領収書の写し
 - (5) 変更届（すでに認可保育園申込者のみ希望園に該当保育ママ名称を記入してご提出ください。）
- 保育園入園申込時に、(2)から(4)の添付書類を提出している場合は(1)と(5)のみ提出となります。

上記以外にも必要に応じて、書類を請求させていただくことがあります。

< 保育日 >

月曜日から土曜日で保護者が就労する日となります。日曜日および国民の祝日等の休日、年末年始（在宅型は 12 月 29 日から 1 月 4 日、事業所型は 12 月 29 日から 1 月 3 日）はお休みです。在宅型の保育ママが休暇の場合は近隣保育園での一時保育^{注1}でお預かりいたします。

注 1：保育ママと保育園間で保護者の勤務状況やお子さんの様子など、保育に必要な情報の交換をさせていただきますのでご了承ください。

< 保育時間 >

保育時間は午前 8 時から午後 6 時の間で 8 時間以内です。（8 時間を超える場合は時間外受託保育となります。）

< 保育料 >

基本保育料	月額 20,000 円 生活保護世帯、特別区民税非課税世帯については免除制度あり（要申請）
時間外受託料	1時間につき 300 円

< 持ち物 >

ミルク、食事・間食は持込みとなります。その他、衣料、バスタオル、医薬品等お子さん個人に必要なものは、保護者の方がご用意ください。

< 保育ママ一覧 >

	名称	所在地	連絡先	定員	保育方針・特長
在宅型	岩瀬 昌子	大井6丁目	6326-2896	3名	アットホームな暖かい雰囲気を作り、お子様にとって第二の家庭を目指します。
	内山 盛予	西品川2丁目	3491-7359	3名	お子様1人ひとりを大切に、一日の生活を細かく記録して、保護者の方にお伝えします。
	林 とし子	南品川2丁目	6433-0701	3名	手作りすべり台、ブランコ、大落書きスペースで毎日楽しい発見！安心保育を心がけます。

	名称	所在地	連絡先	定員	18時以降延長保育	給食対応
事業所型	うみのくに保育園 あっとほーむふどうまえ	西五反田 5-6-30	(株)空のはね (. 6313-5104)	9名		
	おうち保育園 おおいまち	東大井 6-11-9	NPO 法人フローレンス (. 3764-9223)	9名	×	×
	おうち保育園かみおおさき	上大崎 3-12-11	NPO 法人フローレンス (. 6277-2562)	9名		×
	おうち保育園ごたんだ 平成 25 年 7 月開設予定	東五反田 2-16-2	NPO 法人フローレンス (. 未定)	12名	×	
	おうち保育園 品川シーサイド	東品川 4-12-9	NPO 法人フローレンス (. 5461-0991)	9名	×	×
	チャイルドマインダー 荏原中延	中延 2-5-10	NPO 法人家庭的保育支援 協会(. 6426-6510)	9名		
	どんぐり保育ママの家	南品川 1-3-3	(福)あざみ会 (. 5462-3266)	9名		
	はぐはぐキッズ荏原町	中延 5-6-9	プリメックスキッズ(株) (. 6404-8222)	9名		×
	はぐはぐキッズ西大井 平成 25 年 7 月開設予定	西大井 2-4-6	プリメックスキッズ(株) (. 未定)	12名	-	-
保育ママ こっこる	西五反田 2-18-3	幼児活動研究会(株) (. 3494-0262)	9名		×	

18時以降延長保育の時間・料金や、給食対応・料金の詳細については、直接事業所型保育ママにお問い合わせください。

品川区の子育て支援事業

< 認可保育園の延長夜間保育 >

勤務時間や通勤時間の都合で、基本開園時間（午前7時30分から午後6時30分）を超えて保育が必要な世帯を対象に、延長夜間保育を実施しています（夜間保育は33園で実施）。対象者は実施園の在園児のみとなります。

(1)延長夜間実施園数		区立（42園）	私立（24園）	区立民営（1園）
早朝延長	午前6時30分～午前7時30分		1園	
	午前7時～午前7時30分		2園	
延長保育	午後6時30分～午後7時30分	全園で実施		
夜間保育	午後7時30分～午後8時		1園	
	午後7時30分～午後8時30分	6園	17園	1園
	午後7時30分～午後9時		2園	
	午後7時30分～午後10時	6園		

実施園の詳細については、P.11～12をご確認ください。

～延長夜間保育の時間区分～

午前 7:30	午後 6:30	午後 7:30
早朝延長	基本開園時間	延長保育
		夜間保育

(2) 申込み方法

原則として、入園（内定）後、利用日までに事前の利用登録が必要です。「延長夜間保育利用登録書」を記入し、保育園にご提出ください。園長との面談を行います。なお、申込み時に提出された「勤務（内定）証明書」で延長夜間保育を利用する理由や、時間帯等が分からない場合は、再度「勤務（内定）証明書」をご提出いただく場合があります。

また、利用登録は毎年度更新が必要です。更新のためには、「延長夜間保育利用登録書」および「勤務（内定）証明書」の再提出が必要になります。

(3) 利用料金

延長夜間保育を利用する場合、通常の保育料とは別に利用料がかかります。利用料は各保育園にてお支払いいただきます。なお、私立保育園やぷりすくーる西五反田、学研こども園は利用料が異なります。入園を希望される場合は、必ず事前に各園にお問い合わせください。

延長夜間保育利用料一覧（区立保育園）

階層	1時間以内	2時間以内	3時間30分以内
AおよびB	200	400	700
CおよびD1～D3	240	480	840
D4～D12	320	640	1,120
D13～D25	400	800	1,400

1ヶ月間で、園児1人につき10日以上延長夜間保育を利用した場合、11日目以降の利用料は半額です。

階層についてはP.24の「保育園保育料一覧」をご参照ください。

< 病児保育 >

区内在住で保育園や幼稚園等に通園しているお子さんが病気のため集団保育が困難で、保護者がどうしても仕事を休めず、家庭で保育ができない場合にお子さんを委託医療機関で一時的にお預かりします。

- (1) 実施機関...品川区酒寄医院併設病児保育室（酒寄院内）
病児保育チャイルドサンタ（サンタハウスこどもクリニック内）
連絡先は P.26 をご確認ください。
 - (2) 対象...生後 6 ヶ月～就学前まで
 - (3) 利用方法...電話で予約状況を確認し、主治医の診察を受け「病児保育室医師連絡票」（所定様式）を記入してもらい、利用日当日に委託医療機関で診察を受けてからのご利用となります。
ご利用には事前登録が必要です。
 - (4) 利用日...原則として 7 日間以内で、委託医療機関の医師が必要と判断した期間の月曜日～金曜日（土・日・国民の祝日等の休日、12月29日～1月3日は除く）
 - (5) 保育時間...午前 8 時 30 分から午後 6 時のうち、保育を必要とする時間
 - (6) 費用...児童一人につき 1 日 2,000 円
- 詳細は、運営係へお問い合わせください。

< 病後児保育 >

区内在住で、保育園や幼稚園等に通園しているお子さんが病気の回復期のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合にお子さんを一時的にお預かりします。

- (1) 実施園...(区立)清水台保育園、西大井保育園、西五反田保育園、(私立)どんぐり保育園
 - (2) 申込み方法...実施園に電話で空き状況を確認し、主治医の診察を受け「病後児保育室医師連絡票」（所定様式）を記入してもらい、利用する前日（休業日を除く）午後 5 時までに直接保育園に利用日時を予約してください。
 - (3) 利用日...医師連絡票の発行日から 7 日間以内で、医師が必要と判断した期間の月曜日～土曜日（日曜、国民の祝日等の休日、12月29日～1月3日は除く）
 - (4) 保育時間...午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分のうち、保育を必要とする時間
延長保育は行っていません。
 - (5) 費用...認可保育園の園児は無料です。その他のお子さんは 1 日 2,000 円
- 詳細は、運営係へお問い合わせください。

< 休日保育 >

区内在住で、休日（日曜日、国民の祝日等の休日）に保護者が就労等のため保育できないお子さんをお預かりします。保育園に在園していないお子さんでも利用することができます。

- (1) 実施園...大井保育園、中延保育園
 - (2) 対象...生後 4 ヶ月～就学前の健康な児童
 - (3) 申込み方法...所定の「勤務証明書」を持参のうえ、利用希望日 1 ヶ月前から 3 日前までに各区立保育園（実施園でなくてもかまいません）または運営係にお申込みください。
 - (4) 保育時間...午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分のうち、保育を必要とする時間
延長保育は実施してありません。
 - (5) 費用...児童一人につき 1 日 2,000 円
- 大井保育園は 1 歳児園ですが、休日保育のみ、生後 4 ヶ月以上の 0 歳児も受け入れています。
- 詳細は、運営係へお問い合わせください。

< 年末保育 >

区内在住で、年末に保護者が就労等のため保育できないお子さんをお預かりします。保育園に在園していないお子さんでも利用することができます。

- (1) 実施園、実施日、受付期間...詳細につきましては、12月の品川区広報でご確認ください。
 - (2) 対象...生後4ヶ月～就学前の健康な児童
 - (3) 申込み方法...所定の「勤務証明書」を持参のうえ、申込み受付期間内に各区立保育園（実施園でなくともかまいません）または運営係にお申込みください。
 - (4) 保育時間...午前7時30分から午後6時30分のうち、保育を必要とする時間
延長保育は実施しておりません。
 - (5) 費用...児童一人につき1日2,000円
- 詳細は、運営係へお問い合わせください。

< 短時間就労対応型保育（短時間保育室） >

パート就労者や自営業等のご家庭で、短時間の保育を継続的に必要とする乳幼児を対象とした短時間就労対応型保育を実施しています。

- (1) 実施園...伊藤保育園、荏原保育園、北品川第二保育園、二葉つぼみ保育園、南大井保育園
- (2) 定員...1歳児～3歳児 各保育園で10名
- (3) 申込み方法...通常の「保育所入所申込書」の希望園の第6希望までの中に「伊藤（短時間）」、「荏原（短時間）」、「北品川第二（短時間）」、「二葉つぼみ（短時間）」または「南大井（短時間）」とご記入ください。
- (4) 申込みできる方の要件...品川区に住民票があり、次の～すべてに該当する方
パート・自営業者等の方で短時間の就労をしており、継続的に保育が必要
午前9時から午後5時の開園時間内の送迎が可能
同居の親族などの方が児童を保育することができない
- (5) 保育時間...午前9時から午後5時のうち保育を必要とする時間（保育時間の延長は一切できません。）
- (6) 審査方法...通常の認可保育所入所選考基準と比べ、より所得に配慮した基準で入所審査を行います。
- (7) その他...短時間保育室は3歳児までです。4歳児以降は他園への転園申請や幼稚園・認定こども園等への申込みが必要となります。「北品川第二保育園（短時間保育室）」と「二葉つぼみ保育園（短時間保育室）」は、併設の幼稚園への優先入園はありません。

< 育児休業明け入園予約制度（0～1歳クラス対象） >

区内にお住まいで、産後休暇に引き続きお子さんが1歳（もしくは1歳以降）になるまで育児休業法等の法律に基づく育児休業を取得後、育児休業前と同様の勤務に復職をする保護者の方が、復帰月からの入園をあらかじめ申込みできる制度です。申込み人数が受入予定数を超えた場合は、選考となります。選考基準は、通常の認可保育所入所選考基準を準用します。

- (1) 実施保育園...品川区立保育所条例に定める区立保育園37園（幼保一体施設は対象外です。）
- (2) 申込み締切日...お子さんの出生月の翌月末日（最終開庁日）^{注1}

注1...4月1日生まれの場合は、例外として4月最終の開庁日（土・日・国民の祝日等の休日を除く）が締切日となりますのでご注意ください。

- (3) 申込み場所...入園相談係のみでの受付となります。（郵送でのお申込はお受けできません。）
- 詳細は、入園相談係へお問い合わせください。

<しながわっこ 子育てかんがるープラン>

保育課の子育て相談員が、妊娠中の方から小学校就学前までのお子さんの保護者を対象に、子育て相談を通し、子育て支援事業の紹介や情報提供を行い、就学前の子育てプランを作成するお手伝いをします。

もうすぐ出産。これから先、どんな支援が区から受けられるのか知りたい。

品川区の就学前乳幼児施設っていっぱいあるけど、違いがわからない。

我が家のライフスタイルに合った、子どもの預け先はどこ？

育児休業を取ろうか、すぐに仕事に復帰しようか悩み中。子どもと過ごす時間も大切なので、今後の色々な可能性を知りたい。

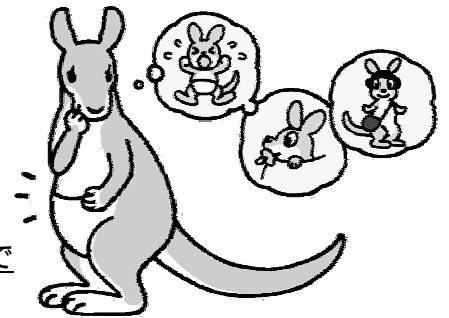
昼間に子どもと二人きりしていると、なんだか不安…。子育ての悩みを話し合えるような仲間作りがしたいけど、どうしたらいいのだろうか？

子育てに不安を抱えている、子育てをしながら仲間作りをしたい、幼稚園や保育園のことを知りたい等のさまざまなご相談に応じながら、保護者の方と一緒に、それぞれの家庭の子育てを考えます。

- (1) 場所...品川区役所第二庁舎 7階 保育課 入園相談係
- (2) 申込方法...事前に電話でご予約ください

火曜日から金曜日 午前9時30分～午後4時30分まで

- (3) 対象...妊娠中の方から就学前までのお子さんのいる保護者



<一時保育>

保護者が病気や出産、就職活動などのためにお子さんを保育できないときに、一時的にお預かりします。

- (1) 実施園...区立保育園は全園で実施しています。私立園については、直接園にお問い合わせください。
- (2) 定員...各園2名まで
- (3) 対象...生後4ヶ月～就学前の健康な児童
- (4) 申込み方法...利用希望日の1ヶ月前から、直接希望する保育園にお申込みください。

ただし、出産で利用する場合は出産予定日の3ヶ月前から申込みできます。

- (5) 利用日...2ヶ月以内で必要な日のみの利用となります。

(日曜日、国民の祝日等の休日、12月29日～1月3日は除く)

- (6) 保育時間...午前7時30分から午後6時30分のうち、保育を必要とする時間
延長保育は実施しておりません。

- (7) 費用...児童一人につき1日2,000円

0歳児の保育をしていない園は、満1歳になってからの利用となります。

保育ママで、利用可能数に余裕がある月は、一時保育を行っています。

詳細は、入園相談係へお問い合わせください。

<緊急一時保育奉仕員制度>

区内在住のひとり親家庭で、保護者が就労のため保育できないお子さん(生後57日から就学前の健康な児童)を区内の緊急一時保育奉仕員宅でお預かりします。

定員や申込み要件、利用料などの詳細については、入園相談係へお問い合わせください。

【実施場所】南品川6丁目、西大井1丁目

<生活支援型一時保育（オアシスルーム）>

区内在住で、在宅で子育てをする保護者がカルチャースクール、通院、買い物など、リフレッシュする間、お子さんをお預かりします。

(1) 実施場所

		連絡先	定員	対象児童	実施日	時間	料金	利用回数
オアシスルーム (公立)	荏原保育園 (荏原保健センター内で実施)	3783-2101	10名	満1歳から	月～土曜日 (施設の休日を除く)	8:30～ 17:30	1時間 につき 500円	年度 60回 以内
	小関児童センター	3449-8227	12名	生後4ヶ月 から		9:00～ 18:00		
	伊藤児童センター	3771-7225	6名					
	西中延児童センター	3783-2891						
	水神児童センター	3768-2281						
	北品川児童センター	3471-2363						
	東五反田児童センター	3443-6101						
	ぷりすくーる西五反田	5759-8061	8:30～ 17:30					
(私立)	キッズタウンにしおおい	5718-1332	詳細は、各実施場所へお問い合わせください。					
	学研こども園	6431-1300						

(2) 申込み方法...各施設利用予定日の1ヶ月前から前日までに直接お申込みください。

(申込み受付時間：月曜日～金曜日の午前9時から午後5時まで)

初めてご利用される場合は、各実施場所にて登録が必要です。(登録は年度内有効です。)

全実施場所で給食等の提供は行いませんので、必要な方はお弁当等をご持参ください。

詳細は、運営係へお問い合わせください。

<チャイルドステーション>

保育園・幼稚園・児童センターは、子育ての方が気軽に利用できる「チャイルドステーション」です。

また、区内の施設には、授乳スペース、ベビーシート(おむつ交換台)、ベビーチェア(親子トイレ)などを設置し、お子さんと一緒に外出しやすい環境を整えています。



<地域交流室ポップンルーム>

在宅で子育て中の方を対象に、地域交流室を開放しています。

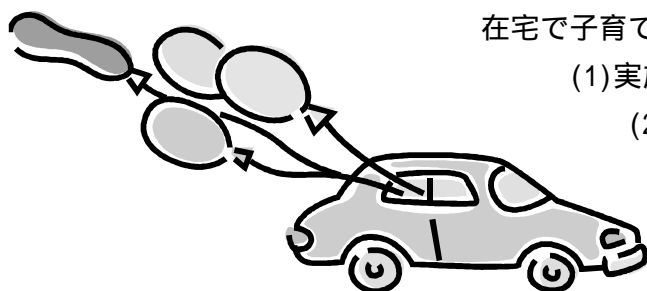
(1)実施園・・・荏原保育園(荏原保健センター内)

(2)対象・・・就学前のお子さんとその保護者

(3)開放時間・・・毎週月曜～金曜

午前10時～午後4時まで

事前の予約は必要ありません。



<子育て体験>

在宅で子育て中の方を対象に、区立保育園で体験保育を行います。園児と一緒に遊び、お話しなど、楽しいプログラムを用意しています。

- (1) 実施園...各区立保育園（二葉つばみ保育園を除く）
- (2) 対象...生後57日から就学前までのお子さんとその保護者、または妊産婦
- (3) 申込み方法...利用希望日の1ヶ月前から3日前までの月曜から金曜日の間に、希望する保育園に直接お申込みください。
- (4) 実施日...毎月5回程度 各保育園が定める日
子育て体験の詳細は、品川区のホームページまたは、品川区広報毎月21日号をご確認いただき、実施園もしくは運営係へお問い合わせください。

<栄養相談>

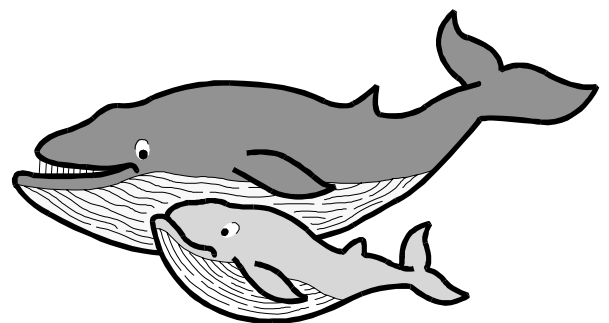
区内在住で、就学前の乳幼児を養育している保護者からの、お子さんの食生活や栄養に関する相談を随時お受けしています。栄養指導係へお問い合わせください。

<認定こども園>

一本橋・五反田・旗の台保育園の3園は、4・5歳児クラスに、保護者の就労を問わない短時間保育の受け入れを行っています。

- (1) 実施園...一本橋保育園、五反田保育園、旗の台保育園
- (2) 定員...4・5歳児クラス各5名
- (3) 基本保育時間...月曜日から金曜日の午前9時から午後2時
土・日・国民の祝日等の休日、年末年始、夏休みなどの長期休業期間があります。
- (4) 費用...入園料：2,000円(入園時のみ)
保育料：年額96,000円(月額8,000円)
夏休みなどの長期休業期間についてもかかります。
給食費：日額240円
- (5) 預かり保育時間...午前7時30分から午後7時30分（基本保育時間を除く）
- (6) 預かり保育利用料...午前7時30分から午後6時30分まで日額750円
午前7時30分から午後7時30分まで日額1,150円
預かり保育実施日は、給食費はかかりません。
預かり保育の利用は、保護者の就労等が条件です。

* 私立の認定こども園として、学研こども園は短時間保育の受け入れを行っています。詳細は、学研こども園に直接お問い合わせください。



< 幼保一体施設 >

幼保一体施設とは、保育園と幼稚園を一体的に運営する施設です。保育と教育を一体的に行うことで、幼児教育の取り組みを充実させています。

幼保一体施設には、「年齢区分型」と「並列型」の2種類があります。

【年齢区分型】

- ・二葉すこやか園（二葉つばみ保育園・二葉幼稚園）
- ・北品川すこやか園（北品川第二保育園・御殿山幼稚園）

< 幼稚園 > 4 ~ 5 歳児クラス
< 保育園 > 0 ~ 3 歳児クラス

保育園は3歳児クラスまでです。
4歳児クラスに進級する際に希望すれば、併設の幼稚園に入園することができます。

御殿山幼稚園は、平成27年度、北品川5丁目に再移転する予定です。再移転する時点の0歳児クラスから3歳児クラスの園児は、4歳児クラスに進級する際に、御殿山幼稚園に優先的に入園することができない見込みです。

短時間保育室から併設の幼稚園へ優先入園はできません。

【並列型】

- ・第一日野すこやか園（西五反田第二保育園・第一日野幼稚園）
- ・のびっこ園台場（台場保育園・台場幼稚園）
- ・平塚すこやか園（荏原西第二保育園・平塚幼稚園）

< 保育園 > 0 ~ 5 歳児クラス

< 幼稚園 > 4 ~ 5 歳児クラス

保育園は5歳児クラスまであり、4・5歳児クラスの幼稚園を一体的に運用しています。
併設の幼稚園への優先入園はできません。

< 幼保一体施設の保育園を希望する方へ >

各施設を見学するなど、必ず事前に内容を確認し、ご理解・ご納得のうえお申込みください。

なお、品川区立の幼稚園では、品川区民であることが入園・在園の要件となります。

また、預かり保育は、保護者が就労している場合等、必要と認められる在園児を対象に実施しています。時間や料金、定員については園ごとに異なりますので、詳細は、運営係へお問い合わせください。

ぷりすくーる西五反田については、直接園へお問い合わせください。

< 子育て交流ルーム >

地域の NPO が、短時間の保育や一時お預かりをします。詳細は下記にお問い合わせください。

「品川宿おばちゃんち」

〒140-0001 品川区北品川 2-4-20 . 5463-6458

「昭和通りおばちゃんち」

〒140-0054 品川区西中延 2-18-1 . 5749-3212

保育料について

< 保育園保育料とは >

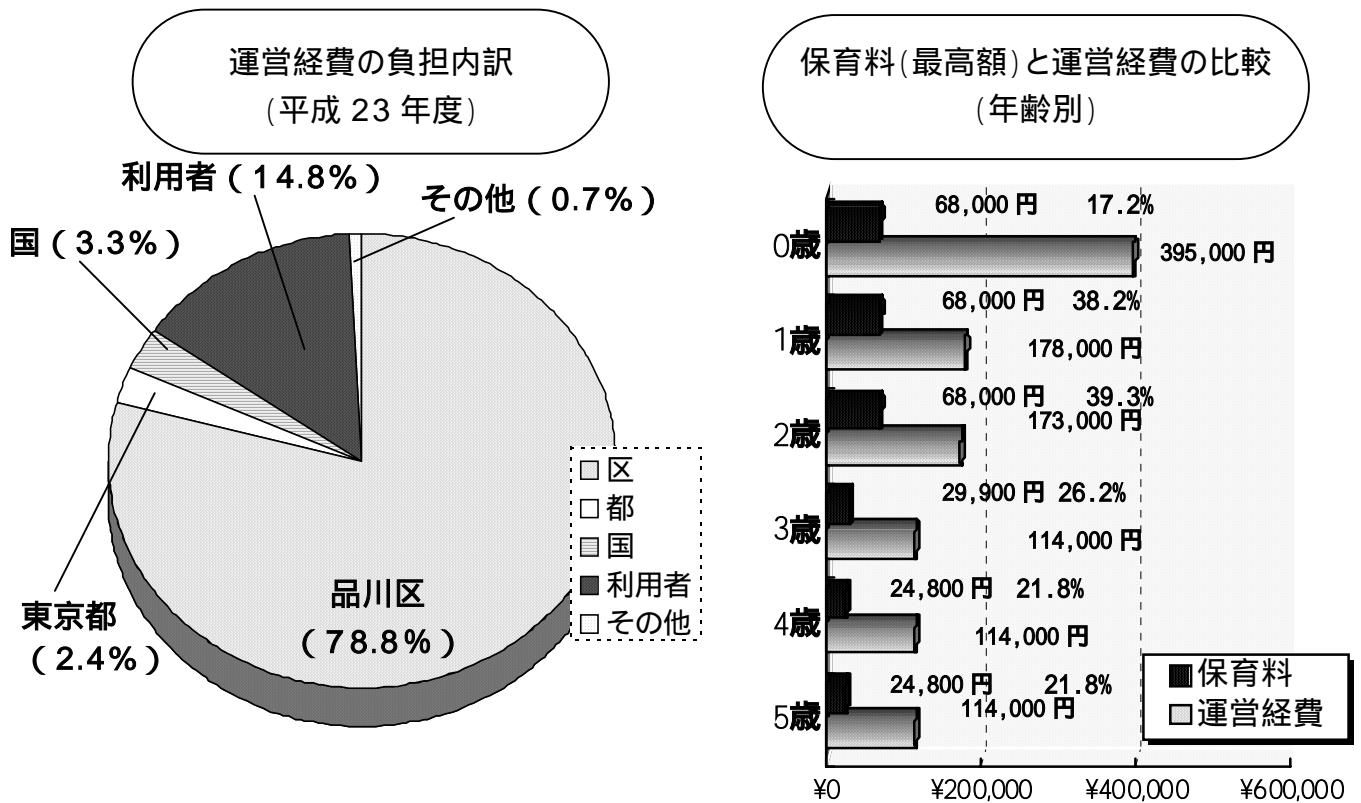
保育料は、保育園を運営するための重要な財源の一部となるものです。

品川区では、延長・夜間・休日保育等の保育サービスを全国に先がけ、提供していますが、保護者の方が負担する保育料は保育園の運営経費の1割強という状態です。

私立保育園の運営経費は保育料と国・都・区の負担金でまかなっており、国の定める運営経費の約3/4が区の負担となっています。また、区ではより充実した保育が必要と考え、国が定める運営経費の2.3倍もの経費を区独自に上乘せしています。

なお、公立保育園は国・都の負担金がなく、全額区が負担しています。さらに、保護者の負担を軽くするため、国が定める保育料の一部を負担し、実際の保育料は、現在国が定める保育料の約53.1%となっています。

今後も、保育料負担の適正化を図るため、国が定める保育料を参考に、改定する可能性があります。



< 保育料の算定方法 >

毎月の保育料は、お子さんの年齢と保護者の前年分所得税の合計額に基づき決定します。

ここでいう前年分所得税額とは、平成22年度の税制改正による扶養控除廃止の影響を受けない課税額を適用し、配当控除・外国税額控除・住宅取得控除などの税額を控除する前の所得税額が基準となります。

所得税が非課税の場合は、前年度分住民税の合計額で保育料を算定します。また、同居の祖父母がいる場合、祖父母合算の対象になることがあります。

なお、品川区では、区が保有する住民税情報の所得額を用いて所得税額を計算し、保育料を決定しています。そのため、4月から6月分の保育料は、前々年分の所得額に基づき決定します。

< 兄弟姉妹で保育園に入園する場合の保育料について（多子減額） >

同一世帯で2人以上のお子さんが同時期に保育園に入園する場合、第1子と第2子以降で保育料の金額設定が異なります。（保育園保育料一覧 P.24 参照）

第1子は年齢の高いお子さんとなります。同じ年齢の場合は、そのうちの一人を第1子とし、そのほかのお子さんを第2子・第3子とします。

多子減額の割合は、階層にかかわらず、第2子は該当する年齢区分の第1子保育料の50%・第3子以降は該当する年齢区分の第1子保育料の10%になります。

保育園に在園している児童の兄弟が、公私立幼稚園・認定こども園・ぷりすくーる西五反田・認証保育所・特別支援学校幼稚部等に在園している場合は、申請により第2子・第3子の保育料が適用されます。

< 保育料の納め方 >

保育料の納め方は、原則として金融機関からの口座振替になります。口座振替依頼書に、必要事項を記入・押印のうえ、口座振替先の金融機関に提出してください。

口座振替先の金融機関に提出後、本人控の写しを各保育園にご提出ください。

保育料は毎月末日の引き落としになります。末日が土・日・国民の祝日等の休日にあたる場合は、金融機関の翌営業日が引き落とし日となります。

引き落とし口座の変更が必要な場合は、各保育園で配布している口座振替依頼書で、再度手続きをお願いいたします。

1日でも保育園に在籍している場合は、1ヶ月分の保育料がかかります。

< 保育料の減額 >

保育料の支払いが困難な場合、保護者からの申請に基づき、減額基準に該当すれば減額の適用を受けることができます。

(1) 減額を希望する理由の例（理由は一つしか選択できません。）

稼働能力のない世帯員が増加したとき（例：出生により世帯員が増えた、など）

世帯の平均収入月額が前年の平均収入月額より著しく低下したとき

災害等により損失を受けたとき

多額の医療費を支払ったとき

その年の主たる稼働者が失業したとき（自己都合による退職は除く）

在園資格にご注意ください。

(2) 申込み方法...「減額申請書」と必要な書類を、保育園または入園相談係までご提出ください。

(3) 必要書類...減額を希望する理由によって異なります。詳細は入園相談係へお問い合わせください。

審査の結果、減額が適用にならない場合もあります。

減額の適用期間は理由によって異なります。

< 保育料の免除 >

保育園に在園しているお子さんが怪我や病気のため、長期にわたって保育園をお休みする場合には、診断書等をご提出いただき、2ヶ月以内に限り保育料を免除します。ただし、当月中に1日でも保育園に通園している場合は、免除の対象となりませんのでご注意ください。申請方法や必要書類につきましては、各保育園または入園相談係へお問い合わせください。

保育園保育料一覧

(平成 25 年 4 月 1 日施行)

単位: 円

階層	区分	保 育 料 (月 額)								
		3 歳児未満			3 歳児			4 歳児以上		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 1 子	第 2 子	第 3 子
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	前年度分区市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	前年度分均等割のみの世帯	2,100	1,050	210	1,400	700	140	1,400	700	140
C2	所得割課税額 5,000 円未満世帯	2,600	1,300	260	2,200	1,100	220	2,200	1,100	220
C3	所得割課税額 5,000 円以上世帯	3,400	1,700	340	2,900	1,450	290	2,800	1,400	280
D1	前年分所得税課税額 1,700 円未満の世帯	7,300	3,650	730	6,100	3,050	610	6,100	3,050	610
D2	" 1,700 円以上 9,400 円未満 "	9,000	4,500	900	8,000	4,000	800	7,800	3,900	780
D3	" 9,400 円以上 16,700 円未満 "	10,200	5,100	1,020	10,100	5,050	1,010	10,000	5,000	1,000
D4	" 16,700 円以上 33,400 円未満 "	16,800	8,400	1,680	11,900	5,950	1,190	11,800	5,900	1,180
D5	" 33,400 円以上 50,000 円未満 "	20,800	10,400	2,080	13,900	6,950	1,390	13,700	6,850	1,370
D6	" 50,000 円以上 66,700 円未満 "	23,500	11,750	2,350	15,600	7,800	1,560	15,500	7,750	1,550
D7	" 66,700 円以上 83,400 円未満 "	25,800	12,900	2,580	17,200	8,600	1,720	17,100	8,550	1,710
D8	" 83,400 円以上 102,500 円未満 "	27,800	13,900	2,780	18,500	9,250	1,850	18,400	9,200	1,840
D9	" 102,500 円以上 135,900 円未満 "	30,000	15,000	3,000	19,900	9,950	1,990	19,600	9,800	1,960
D10	" 135,900 円以上 169,200 円未満 "	31,900	15,950	3,190	21,300	10,650	2,130	19,600	9,800	1,960
D11	" 169,200 円以上 202,500 円未満 "	33,800	16,900	3,380	22,600	11,300	2,260	19,600	9,800	1,960
D12	" 202,500 円以上 235,800 円未満 "	35,500	17,750	3,550	23,600	11,800	2,360	19,600	9,800	1,960
D13	" 235,800 円以上 269,200 円未満 "	37,300	18,650	3,730	24,700	12,350	2,470	19,600	9,800	1,960
D14	" 269,200 円以上 302,400 円未満 "	39,000	19,500	3,900	24,700	12,350	2,470	19,600	9,800	1,960
D15	" 302,400 円以上 335,800 円未満 "	40,600	20,300	4,060	24,700	12,350	2,470	19,600	9,800	1,960
D16	" 335,800 円以上 369,200 円未満 "	43,700	21,850	4,370	25,700	12,850	2,570	20,400	10,200	2,040
D17	" 369,200 円以上 402,400 円未満 "	45,400	22,700	4,540	25,700	12,850	2,570	20,400	10,200	2,040
D18	" 402,400 円以上 569,200 円未満 "	49,300	24,650	4,930	25,700	12,850	2,570	20,400	10,200	2,040
D19	" 569,200 円以上 735,800 円未満 "	55,500	27,750	5,550	25,700	12,850	2,570	20,400	10,200	2,040
D20	" 735,800 円以上 902,400 円未満 "	60,900	30,450	6,090	25,700	12,850	2,570	20,400	10,200	2,040
D21	" 902,400 円以上 1,200,000 円未満 "	65,300	32,650	6,530	25,700	12,850	2,570	20,400	10,200	2,040
D22	" 1,200,000 円以上 1,600,000 円未満 "	67,600	33,800	6,760	28,000	14,000	2,800	22,700	11,350	2,270
D23	" 1,600,000 円以上 2,100,000 円未満 "	70,700	35,350	7,070	31,100	15,550	3,110	25,800	12,900	2,580
D24	" 2,100,000 円以上 2,800,000 円未満 "	73,800	36,900	7,380	32,300	16,150	3,230	27,300	13,650	2,730
D25	" 2,800,000 円以上 "	77,000	38,500	7,700	33,500	16,750	3,350	28,800	14,400	2,880

ここでいう課税額は平成 22 年度の税制改正における扶養控除廃止の影響を受けない課税額を適用することとし、計算する場合において、配当控除・外国税額控除・住宅取得控除等特別控除などの税額控除の適用はありません。

同一世帯から 2 人以上の児童が入園する場合、第 1 子は年齢の高い児童(同じ年齢の場合はそのうちの 1 人)となります。年齢は 4 月 1 日現在の満年齢によります。

保育園に在園している児童の兄弟が、公私立幼稚園・認定こども園・ぶりすくーる西五反田・認証保育所・特別支援学校幼稚部等に在園している場合は、申請により第 2 子・第 3 子の保育料が適用されます。

延長夜間保育料については、P.15 をご確認ください。

東京都認証保育所

< 東京都認証保育所について >

認証保育所とは、認可外保育施設のうち、東京都が定めた施設基準を満たした施設です。0～2歳児の乳児を中心としています。施設の運営には公費の助成があります。

< 保育料の助成金について >

認証保育所に通うお子さんに、保育料の一部を助成します。対象となるのは、一定の条件を満たした方です。なお、平成25年4月より助成制度が変わり、3歳児以上は新たに、認可保育園の入園不承諾という条件が加わります。詳細は、保育計画係へお問い合わせください。

< 品川区内認証保育所一覧 >

	保育所	所在地	連絡先
1	アートチャイルドケア目黒	上大崎 2-10-33 コミュニティスペース目黒 3階	6408-0415
2	アスク不動前保育園	西五反田 4-1-10 アスク不動前 1階	5759-8015
3	うみのくに保育園とごし	戸越 1-19-18 イスト戸越 2F	6426-2692
4	こぐま保育園	旗の台 2-7-17	3783-0880
5	こっこる	西五反田 2-10-8 トム五反田ドックン 211号	5740-6971
6	さくら大崎保育園	大崎 2-9-4 大崎ウエストシティワーズ 貢献施設棟	5745-5500
7	しながわがくどうえん	戸越 1-21-14	3781-4871
8	小学館アカデミーアトレ大井町保育園	大井 1-1-1 アトレ 2 3階	5718-3301
9	小学館アカデミーおおさき駅前保育園	大崎 1-2-3 アトヴィレッジ大崎ビル 1階	5719-5595
10	小学館アカデミーむさしこやま保育園	小山 3-27-5 武蔵小山創業支援センター 2階・3階	5749-3755
11	たんぼぼ保育所東大井園	東大井 2-12-19 MKビル 2階	3765-2511
12	TKチルドレンズファーム上大崎校	上大崎 3-14-35 山手ビル 1階	5422-9798
13	TKチルドレンズファーム東大井校	東大井 3-18-13 東大井MSビル 3階	5969-8992
14	パレット保育園・不動前	西五反田 5-12-1	5719-1149
15	ひよこの家保育園	大崎 4-6-3 ファミレストビル 第2	5437-5536
16	ポピンズナーサリースクール東五反田	東五反田 2-10-1 パークワグランスカイ 2階	5475-2110
17	ポピンズナーサリースクール東品川	東品川 4-12-12	5796-2103
18	めだか保育園	東大井 3-22-2	3761-3477
19	ゆらりん東品川保育園	東品川 3-7-10 ATG Park 東品川 1階	6433-2822
20	ルーチェ保育園南品川	南品川 2-4-7 アサビル 1階	5460-5420

【参考】・全国保育サービス協会 5363-7455

・東京都のホームページ(下記のURLから認可外保育施設等の情報を取得することができます。)
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/nin_kagai_qa/index.html

認可外保育施設への申込みを検討される方は、必ず施設の見学等により保育内容をご確認ください。

お問い合わせ連絡先一覧

< 品川区 子ども未来事業部 保育課 >

〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36 (品川区役所 第二庁舎 7 階)

TEL 03-3777-1111 (品川区役所代表)

FAX 03-5742-6350

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/> (品川区ホームページ)

お問い合わせ内容	お問い合わせ先	電話番号(直通)
<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育園、短時間保育室、保育ママの申込み ・保育園保育料 ・一時保育 ・緊急一時保育奉仕員 ・子育てかんがるープラン 	入園相談係	5742-6725
<ul style="list-style-type: none"> ・認証保育所保育料助成金制度 ・私立幼稚園補助金制度 ・保育ママの開設 	保育計画係	5742-6723
<ul style="list-style-type: none"> ・幼保一体施設の開設 ・認定こども園の開設 ・研修の計画、職員(保育士)指導 	乳幼児教育係	5742-6597
<ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園の施設、運営内容 ・区立幼稚園、認定こども園の預かり保育 ・休日保育、年末保育、病児保育、病後児保育 ・オアシスルーム、地域交流室ポップンルーム ・子育て体験 	運営係	5742-6724
<ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園の給食 ・栄養相談 	栄養指導係	5742-6586

< 品川区^{さかより}酒寄医院併設病児保育室(酒寄医院)^{さかより} >

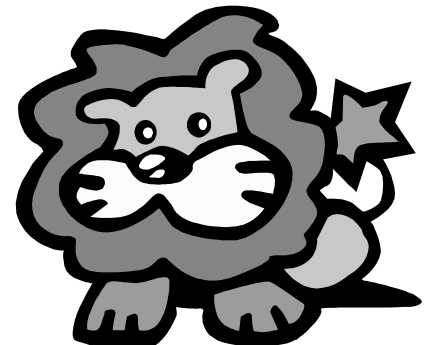
〒140-0011 品川区東大井 2-26-3 SKビル 2F

.6459-6106 (ご利用者専用連絡先)

< 病児保育チャイルドサンタ(サンタハウスこどもクリニック) >

〒142-0062 品川区小山 3-1-2

.5725-8573



保育園の所在地



区立保育園	
1	一本橋
2	伊藤
3	荏原
4	荏原西
5	荏原西第二
6	大井
7	大井倉田
8	大崎
9	北品川
10	北品川第二
11	源氏前
12	五反田
13	小山台
14	品川
15	清水台
16	水神
17	滝王子
18	台場
19	中延
20	中原
21	西大井
22	西五反田
23	西五反田第二
24	西品川
25	西中延
26	旗の台
27	東大井
28	東五反田
29	東品川
30	東中延
31	平塚
32	富士見台
33	二葉
34	二葉つばみ
35	三ツ木
36	南大井
37	南ゆたか
38	八潮北
39	八潮西
40	八潮南
41	八ツ山
42	ゆたか

私立保育園	
43	あいのもり
44	アスク南大井
45	アンジェリカはまかわ
46	石井
47	大井町のぞみ
48	キッズタウンにしおおい
49	グローバルキッズ荏原町
50	グローバルキッズ大崎園
51	グローバルキッズ戸越園
52	ココファン・ナーサリー大崎
53	宝
54	とうかいどう
55	戸越ひまわり
56	どんぐり
57	にしいろ保育園大崎
58	日本音楽学校
59	東戸越
60	パネッセチャイルド ケアセンター大崎広小路
61	まなびの森大崎広小路
62	みずなら
63	緑の家
64	みどりの丘
65	八潮中央

区立民営保育園	
66	ぱりすくーる西五反田

保育所型認定こども園	
67	学研こども園

- の数字
0歳児(生後57日～)
- ◎の数字
0歳児(生後4ヶ月～)
- の数字
1歳児～
- ◇ ☆ ★
午後8時まで
午後8時30分まで
午後9時まで
午後10時まで